

世田谷区私立認定こども園等預かり保育料に係る保護者補助金申請のご案内
（満 3 歳児クラスに在籍する園児の課税世帯の保護者で保育の必要性がある方が対象）

世田谷区では、東京都が実施する保育料無償化関連事業を活用し、区内にお住いの満 3 歳児クラスのお子さんが、私立認定こども園や新制度移行幼稚園の預かり保育を利用した際の利用料に対する補助（世田谷区私立認定こども園等預かり保育料に係る保護者補助金）を実施しています。

この補助事業は、令和元年 10 月に始まった国による保育無償化の一環として実施している施設等利用費の交付（預かり保育料等の無償化）とは別の制度で、必要な要件や手続き等が異なります。

本補助金の交付を希望する保護者におかれまして、この案内をよくお読みいただき、申請・請求くださいますようお願いいたします。

《施設等利用費と預かり保育料に係る保護者補助金（本事業）の交付対象比較》

在籍園	在籍クラス	住民税の 課税状況	兄妹関係	交付対象	
				施設等利用費	本事業
・認定こども園（幼稚園枠） ・新制度移行幼稚園	3～5 歳児	非課税世帯	第 1 子	○	×
			第 2 子以降	○	×
		課税世帯	第 1 子	○	×
			第 2 子以降	○	×
※いずれも保育の必要性がある方に限る。	満 3 歳児	非課税世帯	第 1 子	○	×
			第 2 子以降	○	×
		課税世帯	第 1 子	×	×
			第 2 子以降	×	※R7.9 以降○

※令和 7 年 9 月以降、本補助事業の対象を第 1 子まで拡充します。第 1 子については、令和 7 年 8 月までに利用した預かり保育料は補助の対象となりませんのでご注意ください。

1 補助金の交付対象者

対象園児の保護者で以下のすべての要件にあてはまる場合に交付の対象となります。

- （１）子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園もしくは私立認定こども園に在籍する満 3 歳児（※１）のうち、第 2 子以降（※２）の園児の保護者であること
- （２）世田谷区が保育の必要性があると判断した保護者であること
- （３）世田谷区内に住所を有すること
- （４）園児とその保護者（申請者）が同一世帯に属すること
- （５）保護者（申請者）が園児の預かり保育利用料を負担していること
- （６）子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づく「施設等利用費」の支給対象者でないこと（※３）

※１ 3 歳に達した日から最初の 3 月 31 日までにある園児で、満 3 歳児クラスが認可されている園に在籍している場合に限りま。

※2 保護者と生計を一にする兄・姉等を有する園児 (令和7年8月分までの要件です。)

※3 この補助金は、満3歳児クラスの園児の保護者で、「施設等利用費」の支給の対象とならない課税世帯の方が対象です。なお、満3歳児クラスで「施設等利用費」の支給対象となる方は、保育の必要性があり、住民税非課税世帯の方（施設等利用給付3号認定の対象者）です。

2 補助金の内容

月ごとの預かり保育等の利用実績に応じて、以下のとおり補助金を交付します。

(1) 対象となる費用と月あたりの上限額

補助金の交付額は、以下の対象費用①②それぞれについて、上限額と実際に園に支払った利用料を比較し少ない方の額となります。また、対象費用①②あわせて各月の上限額は16,300円です。

なお、いずれも給食費やおやつ代等を対象費用に含めることはできません。

①在籍園における預かり保育事業の利用料（対象費用①）

【上限額】450円（月額単価）×預かり保育の利用日数

②在籍園以外における幼稚園型一時預かり事業の利用料（対象費用②）

【上限額】ア 区の補助金交付決定の適用開始日又は終了日が月途中でない場合
実際に園に支払った金額。

イ 区の補助金交付決定の適用開始日が月途中の場合

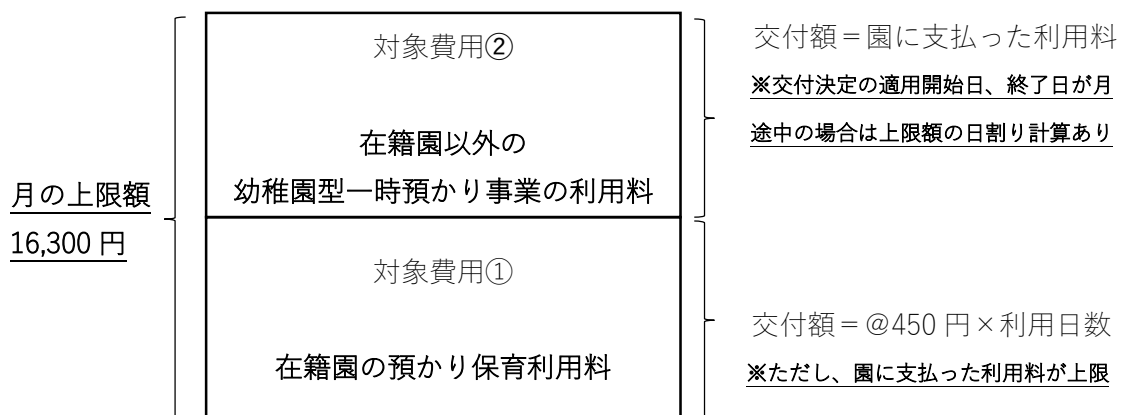
16,300円（月額単価）×最初の利用日以降のその月の日数÷その月の日数

ウ 区の補助金交付決定の終了日（交付要件を満たさなくなった日）が月途中の場合

16,300円（月額単価）×最後の利用日までのその月の日数÷その月の日数

※対象費用②は、在籍園の預かり保育の実施が十分でない場合（教育時間を含む平日8時間以上かつ年間200日以上実施していない場合）に限り対象費用①に加えて、ご請求いただけます。

《上限額イメージ》



(2) 交付額の算定例

〈算定例1〉在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数：15日、利用料：月額9,000円）の場合
交付上限額 6,750 円（@450 円×15 日）と利用料 9,000 円を比較し、少ない方の月額 6,750 円を交付

〈算定例2〉在籍園の預かり保育と他園の幼稚園型一時預かり事業を利用の場合

（i）預かり保育（利用日数：15日、利用料：月額9,000円）

交付上限額 6,750 円（@450 円×15 日）と利用料 9,000 円を比較し、少ない方の月額 6,750 円を交付

（ii）他園の幼稚園型一時預かり事業（利用日数：5日、利用料日額2,000円）

月額上限 16,300 円から（i）預かり保育分の交付額 6,750 円を差し引いた残額 9,550 円と利用料 10,000 円（2,000 円×5 日）を比較し、少ない方の月額 9,550 円を交付

→合計交付額（月額）は（i）6,750 円+（ii）9,550 円=16,300 円

〈算定例3〉在籍園の預かり保育と他園の幼稚園型一時預かり事業を利用の場合

※ただし、交付決定の適用開始日が月途中（以下は11月10日適用の想定）

（i）預かり保育（利用日数：10日、利用料：月額9,000円）

交付上限額 4,500 円（@450 円×10 日）と利用料 9,000 円を比較し、少ない方の月額 4,500 円を交付

（ii）幼稚園型一時預かり事業（初回利用：11月16日、利用日数：2日、利用料：日額2,000円）

★月額上限額の日割り計算

16,300 円×15 日（初回利用日以降のその月の日数）÷30 日（その月の日数）－（i）交付額
＝3,650 円

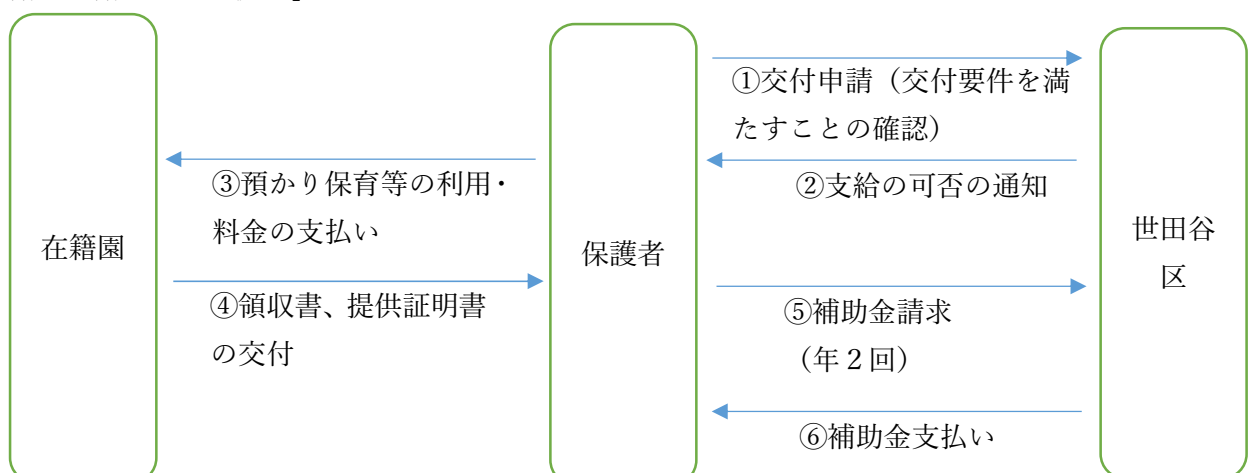
月額上限 3,650 円と利用料 4,000 円（2,000 円×2 日）を比較し、少ない方の月額 3,650 円を交付

→合計交付額（月額）は（i）4,500 円+（ii）3,650 円=8,150 円

3 手続き等

本補助金を請求するためには、まず、区に対して、補助金の交付申請の手続きをしていただく必要があります。区は、交付要件を満たす方かどうか確認し、交付の可否を決定します。交付要件を満たす方に対して、保護者からの請求に基づき、年2回補助金をお支払いいたします。

【申請から請求までの流れ】



(1) 交付申請（交付要件を満たすことの確認）

入園後、原則として預かり保育の利用を開始する前に、世田谷区私立認定こども園等預かり保育料に係る保護者補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、保育を必要性とする理由に応じた必要書類（下表参照）を添付のうえ、世田谷区にご提出ください。

《保育を必要とする理由に応じた必要書類一覧》

保護者の状況 (保育を必要とする理由)		必要書類	備考
就労（月 48 時間以上、家事や育児の時間は含まない）している	外勤	●就労証明書	・就労先で作成し、提出日の直近 3 か月以内に証明されたものを提出してください。 ・就労証明書だけでは就労時間が確認できない場合は、シフト表やスケジュールの提出を求めることがあります。 ・保護者または保護者の三親等内の親族が営んでいる会社に雇用されている場合は自営扱いとなります。
	自営	●就労証明書※ 1 ●就労に関する客観的資料※ 2	※ 1 就労証明書だけでは就労時間が確認できない場合は、スケジュールの提出を求める場合があります。 ※ 2 営業許可証や登記事項証明、会社のホームページの就労していることがわかる資料
求職		●就労確約書	※求職活動中の方の補助対象期間は事由発生日から 3 か月間です。 補助対象期間終了後、引き続き求職要件での補助を希望する場合は、「就労確約書」に併せて「求職活動状況報告書」の提出が必要です。
疾病がある		●医師の診断書の写し	
障害がある		●身体障害者手帳等の写し	・精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳も含む。
常時、介護をしている		●介護が必要であることを確認することができる書類※ 1 ●スケジュール表	※ 1 診断書、介護保険証の写し等 ・身体障害者手帳の写しや医師の診断書を求める可能性があります。
就学している（趣味の講座等は除く）		●在学証明書 ●時間割やカリキュラム	・在学証明書は、提出日の直近 3 か月以内の証明日のもの ・時間割やカリキュラムは自身の就学時間がわかるもの
出産する（予定月とその前後各 2 か月以内が対象、最長 5 か月間）		●母子健康手帳の写し	氏名と分娩予定日が記載されているページ
災害復旧にあたっている		●り災証明書 ●スケジュール	

(2) 補助金交付の可否の通知

世田谷区で、申請書類の内容を確認し、補助金の交付要件を満たす方かどうか審査を行います。

①交付要件を満たしている方

本補助金の交付対象者であることを世田谷区私立認定こども園等預かり保育料に係る保護者補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請保護者あて通知（郵送）します。

通知が届きましたら交付決定の適用開始日等をご確認ください。

②交付要件を満たしていない方

本補助金の交付対象者として認められない旨を世田谷区私立認定こども園等預かり保育料に係る保護者補助金不交付決定通知書（第3号様式）に理由を付して、申請保護者あて通知（郵送）します。

要件を満たさないため、本補助金の請求はできません。

(3) 預かり保育等の利用と料金の支払い

預かり保育等の利用がありましたら、施設に利用料金をお支払いください。なお、施設から必ず領収書と特定子ども・子育て支援提供証明書をお受け取りください。この補助金は、保護者の方が預かり保育料等を施設に納入した後に補助金を交付する「償還払い方式」です。

(4) 補助金の請求

補助金は、上半期分、下半期分として年2回ご請求いただけます（令和7年度利用分の請求スケジュールは下表のとおり）。世田谷区私立認定こども園等預かり保育料に係る保護者補助金請求書（第4号様式）に必要事項を記載いただき、請求額にかかる領収書（原本）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して、世田谷区にご提出ください。請求期限を過ぎたものについては、理由に関わらず補助金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

区分	預かり保育の利用期間	請求期限（必着）	振込時期
上半期分	令和7年 4月～令和7年9月	令和7年11月28日（金）	令和7年12月下旬
下半期分	令和7年10月～令和8年3月	令和8年 4月10日（金）	令和8年 5月下旬

4 その他

3歳児クラスに進級後、預かり保育の利用料等に対する施設等利用費の交付を受けようとする場合は、別途「施設等利用給付認定」の申し込みをしていただく必要があります。詳細は、以下の世田谷区ホームページ等でご確認ください。

◎施設等利用給付認定に関するご案内（世田谷区ホームページ）

「幼児教育・保育施設等利用者のための給付認定について」

区HP内の検索欄でページ番号「1403」を入力し検索いただくと該当ページに遷移します。

世田谷区 子ども・若者部 保育課 教育・保育給付担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
（第2庁舎2階22番窓口）
電 話：03-5432-2966
FAX：03-5432-3018